

○茨城県青少年健全育成審議会規則

平成 12 年 3 月 23 日

茨城県規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県行政組織条例（昭和 38 年茨城県条例第 45 号）第 27 条の規定に基づき、茨城県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の委員の定数その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20 人以内とする。

(委員の委嘱範囲)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者

(部会)

第 4 条 審議会は、所掌事務を分掌して調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員並びに専門調査員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各 1 人を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、その部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会は、調査審議が終了したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(専門調査員)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、関係行政機関の職員又は学識経験者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 6 条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県職員又は関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員を補佐する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。